

課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業
(グローバル展開プログラム(公募型研究テーマ))
平成25年度公募要領

平成25年10月22日
独立行政法人日本学術振興会

1. 「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」の趣旨

(1) 背景

科学技術・学術審議会学術分科会において、「人文学・社会科学は本来において人間・文化・社会を研究対象とし、知的社会の推進に向けて注力すべきであり、そこに重大な責任を負っている。はたして、社会の安寧と幸福に貢献すべき学術として、自然の大きな営みの中で発生した災害や今後にあつて憂慮される災害がある中で、どのように人間・社会等に向き合い研究活動を構想することが可能であろうか。」という設問に答えるべく、今後の人文学・社会科学の在り方などについて検討がなされ、平成24年7月に「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について(報告)」^(注)がとりまとめられました。この報告では、社会に内包される問題に向き合うことを緊急な課題として捉えて「諸学の密接な連携と総合性」、「学術への要請と社会的貢献」、「グローバル化と国際学術空間」の3つの視点から先導的な共同研究を推進することが必要であると提言されています。

(注) 報告書全文は、下記をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1325061.htm

(2) 事業の趣旨

本事業は、科学技術・学術審議会学術分科会の報告を踏まえて、①諸学の密接な連携によりブレイクスルーを生み出す共同研究、②社会的貢献に向けた共同研究、③国際共同研究を推進することにより、人文・社会科学の振興に資することを目指します。

本事業は、独立行政法人日本学術振興会に設ける「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」事業委員会(以下、「事業委員会」という。)が上記の趣旨を踏まえ、課題(研究領域)を設定します。事業委員会の下に設けるプログラムごとの「部会」が課題(研究領域)に関連する「研究テーマ」を選定します。研究テーマは、事業委員会委員からの提案に基づき選定する「課題設定型研究テーマ」と、研究者からの提案(申請)に基づき選定する「公募型研究テーマ」で構成し先導的な共同研究を推進するものです。

なお、各研究テーマは、日本学術振興会から研究機関への委託事業として実施します。

課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業のプログラム		
領域開拓プログラム 異なる学問分野の研究者の参画を得て、新たな研究領域への予想外の飛躍をもたらすような課題の追求や方法論の継続的な改良を目指す。 課題設定型研究テーマ 年間配分額(予定) 10,000千円/件 公募型研究テーマ 年間配分額(予定) 5,000千円/件	実社会対応プログラム 社会的貢献に向けた共同研究を推進するため、研究成果と実務を橋渡しできる者(「実務者」)の参画を得て分野間連携による共同研究を実施し、研究推進から成果発信までの研究者と実務者の連携を目指す。 課題設定型研究テーマ 年間配分額(予定) 10,000千円/件 公募型研究テーマ 年間配分額(予定) 5,000千円/件	グローバル展開プログラム 人文学・社会科学の様々な分野を対象とした国際共同研究を推進し、国際的なネットワークの構築による海外の研究者との対話やグローバルな成果発信を目指す。 課題設定型研究テーマ 年間配分額(予定) 20,000千円/件 公募型研究テーマ 年間配分額(予定) 10,000千円/件

2. 「グローバル展開プログラム（公募型研究テーマ）」の公募

国際学会をはじめとする学術空間にあつては、いわば世界標準のもとでの競争や協働が一般化しつつある状況の中、人文学・社会科学の様々な分野における諸外国との協働を推進するため、国際共同研究を実施し、国際的なネットワークの構築による海外の研究者との対話やグローバルな成果発信を目指す「グローバル展開プログラム」の公募を行います。

3. 「グローバル展開プログラム（公募型研究テーマ）」公募の内容

(1) 研究機関による申請

本プログラムは、研究者個人に対する補助金事業ではなく、研究機関に対して研究を委託して行う事業です。以下の研究機関による申請を公募します。

国内の大学及び大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校、文部科学省の施設等機関、独立行政法人研究機関、公設試験研究機関、公益法人など科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

なお、公募型研究テーマの採択は全体で2～3件程度（予定）と極めて限られておりますので、本プログラムの趣旨を十分に理解した上で適切な研究テーマを厳選して申請してください。

(2) 対象となる研究テーマ

事業委員会において設定された以下の課題（研究領域）に関する研究テーマを公募します。上記1. 及び2. の本プログラムの趣旨等を踏まえ、下記の内容をすべて含む諸外国との協働を推進する研究テーマを対象とします。学術的な水準の高さのみならず、国際的な研究環境の中で海外の研究者と切磋琢磨し、国際的に成果を発信する研究テーマを提案してください。

- ① 国際的なネットワークの構築の促進が期待できる研究
- ② グローバル化が図られている分野において国際的に高いリーダーシップの発揮が期待できる研究、又はグローバル化を図ることで新たな展開が期待できる研究
- ③ 若手研究者（博士課程（後期）学生及びポストドクター等を含む）が海外の研究環境の中で協働する予定のある研究
- ④ 研究期間終了後に英語もしくは相手国の言語等による研究成果の刊行並びに国際的な普及を図る予定のある研究

（設定された課題（研究領域））

<課題（研究領域）A>

科学についてのコミュニケーション及び意思決定の国際的な整合的発展

（概要）

高度な科学技術が社会に浸透するとともに、科学技術と社会の間の摩擦も増加している。科学コミュニケーションは、その問題への対応策の一つである。また、科学技術の社会的意思決定手法として、コンセンサス会議などの手法が開発されてきた。しかし、これまではいずれも一国内での対応を念頭に置いており、国をまたがるコミュニケーションや意思決定手法は取り組みや研究が始まったばかりである。本課題（研究領域）では、国際的な科学コミュニケーションや意思決定手法の開発を目指す研究テーマを対象とする。

<課題（研究領域）B>

家族制度と男女共同参画に関する国際比較

（概要）

欧米諸国のみならず東アジア諸国（日本、北東アジア、東南アジア）においても、少

子化・高齢化は急速に進んでいる。こうした人口動態の変化のもとで、家族制度がどのように変容し、また、子どもの教育や高齢者のケアにおいて、家族が、国家やコミュニティとは別にどのような役割を果たし得るのか。本課題（研究領域）では、この点について、各国・地域の統計データや調査報告書、生活時間調査（time use survey）、あるいは現地調査の結果を踏まえて、日本を含め国際比較の観点から、将来に向けて広い視野から政策を提言する研究テーマを対象とする。

＜課題（研究領域）C＞

日本企業のコーポレート・ガバナンスに関するグローバルな発信

（概要）

20世紀後半に「日本型」経営ないしコーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する諸研究が行われたが、その後、証券市場等の市場や市場参加者がグローバル化するなかで、実態は大きく変化した。最近の研究では新しい日本型コーポレート・ガバナンスの姿が示唆されているが、本課題（研究領域）では、こうした日本企業のコーポレート・ガバナンスの制度と実際の両方について、現時点における諸研究を総括した学問的研究を行い、英語で世界に向けて発信する研究テーマを対象とする。

(3) 研究期間

3年間（平成26年2月頃～平成29年1月頃）

(4) 申請金額

研究期間を通した総額で3,000万円まで（各会計年度で1,000万円まで）

（注）事務管理費（研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理的経費）を、各年度の申請額の10%を上限に、申請額の内数で計上することができます。

(5) 研究実施体制

1) 責任機関及び研究代表者

本事業による研究の実施を希望する研究機関は、研究を総括し、研究テーマ全体に係る責任を有する機関（以下「責任機関」という。）となり、責任機関に所属し、研究テーマの実施に係る責任を有する者（以下、「研究代表者」という。）を設定してください。

2) 研究プロジェクトチーム

責任機関及び研究代表者は、提案した研究テーマに参画する研究者（責任機関以外の研究機関の研究者も含む）と調整し、下記①～③の者で構成される研究プロジェクトチームを組織することとします。なお、研究プロジェクトチーム内には、研究目的を達成するため、複数の研究グループを設定することができます。

① 研究代表者

自ら研究計画を遂行するとともに、研究プロジェクトチームを総括し、研究テーマの実施に関して責任を持つ者（単に代表として形式的に置くものではありません。研究能力だけでなく、複数の研究者をまとめて研究プロジェクトチームを統率する組織運営能力が求められます。）

② グループリーダー（研究グループを設ける場合）

研究代表者と協力しつつ、研究プロジェクトチーム内における個々の研究グルー

プの研究遂行に関して責任を持つ者

③ 分担者

研究計画の遂行に関して、研究代表者やグループリーダーと協力しつつ、分担して研究活動を行う者

なお、研究プロジェクトチームを組織する際は以下の点に注意してください。

- ・研究プロジェクトチームは、明確な目的意識の下に、真に必要な研究者で構成すること。
- ・責任機関以外の研究機関の研究者を含む研究プロジェクトチームの場合は、「責任機関以外の研究機関の研究者が参画する研究プロジェクトチームであること」について、研究代表者は責任機関の長の了承を得ること。また、責任機関以外の研究機関の研究者は、契約締結時までに、研究プロジェクトチームに参画することについて所属機関の長の承諾を得ること。
- ・競争的資金等に係る研究活動における不正行為又は不正使用により、日本学術振興会、文部科学省等から応募資格の停止措置を受けている研究者については、本事業に参画することはできないこと。
- ・国際共同研究の遂行が促進されるよう、国際共同研究の相手方となる海外の研究者との間で連絡を密にし、準備を整えること。

4. 経費

(1) 契約と資金の提供方法

責任機関と全研究期間にわたる複数年度契約を締結し、毎年度委託費を支払います。

ただし、責任機関以外の研究機関の研究者に委託費の一部を配分する必要があるときは、当該研究者が所属する研究機関と、責任機関及び日本学術振興会との複数者による委託契約を締結し、当該研究機関に委託費を支払います。なお、責任機関以外で、本会が委託契約を締結できる研究機関は、上記3.の(1)で示す研究機関とします。

(2) 委託費の使用について

本事業を実施する上で必要となる経費（物品費、旅費（国際共同研究の相手方となる海外の研究者を招へいするための旅費を含む）、謝金等、その他の経費（印刷製本費、通信運搬費、会議費等）、事務管理費）に使用できます。詳細については、「委託費の経理管理について」（別添1）を参照してください。

5. 申請方法等

本事業の申請は、府省共通研究開発システム（e-Rad）^{（注）}により行っていただきます。下記の申請に必要な書類を提出期限までに、研究代表者の所属機関（責任機関）を通じて日本学術振興会に提出してください。なお、研究代表者からの直接の申請は受け付けておりません。

e-Rad を利用した提出方法の詳細については、「1 1. e-Rad を利用した申請について」をご覧ください。

（注）e-Radとは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（申請受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。操作マニュアルはポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）からダウンロードできます。

(1) 申請に必要な書類（研究提案書）

研究提案書は、以下の2つから構成されます。

- 1) e-Radに直接入力する応募情報（研究テーマ名や研究代表者名等の基本情報）
- 2) 所定の様式により作成する提案内容ファイル（研究目的や、研究計画等）

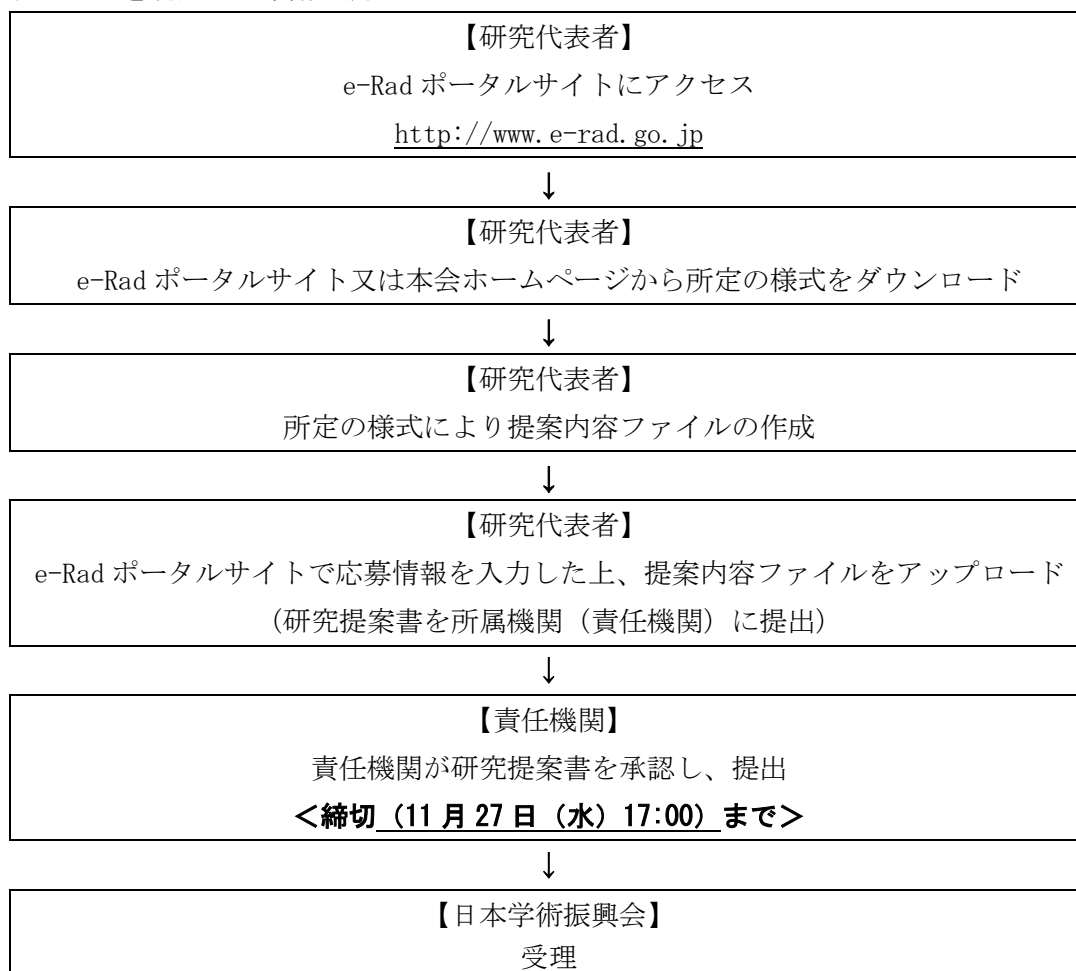
所定の様式は、e-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp>) 又は日本学術振興会のホームページ (<http://www.jsps.go.jp/global/koubo.html>) にて、ダウンロードしてください。

(2) 提出期限

平成 25 年 11 月 27 日（水） 17：00（厳守）

上記期限は、責任機関から日本学術振興会へ e-Rad により研究提案書を提出する期限です。研究代表者が e-Rad 上で研究提案書をアップロードする期限ではありませんので、ご注意ください。また、期限を過ぎた場合には受理できません。

(3) e-Rad を利用した申請の流れ



6. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

本プログラムの申請に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チ

チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、平成 25 年 11 月 26 日（火）までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP をご覧下さい。

【HPアドレス】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細と併せて、下記ホームページをご覧ください。）

【HPアドレス】<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成 24 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

7. 審査について

本プログラムの審査は、事業委員会で行います。審査は非公開で行われ、提出された研究提案書は返還しません。

(1) 審査

1) 形式上の確認

提出された研究提案書は、公募要領に記載された形式上の要件を満たしているかについて、事務局で確認し、要件を満たしていない、または要件違反のあるものについては、以降の審査対象から除外される場合があります。

2) 個別書面審査

事業委員会に設けるグローバル展開部会の委員による書面審査を実施します。

3) 合議審査

個別書面審査の結果を踏まえ、グローバル展開部会で合議により採択研究テーマの候補を選定します。

4) 採択研究テーマの決定

グローバル展開部会での審査結果を踏まえ、事業委員会において採択研究テーマを決定します。

なお、審査の過程で事業委員会による意見（申請された研究計画について、本事業の趣旨・目的に照らして適切な研究者の追加等）を付して採択される場合があります。

(2) 「グローバル展開プログラム」の審査に当たっての主要要素と観点

1) 研究テーマの性格

研究提案書の内容がこのプログラムの趣旨及び設定された課題（研究領域）の内容に合致したものであるか。

2) 研究内容・方法

- ① 研究目的は国際的なネットワークを構築し、諸外国との協働を推進するものであるか。
- ② 研究方法は研究目的を達成するために適切なものであるか。
- ③ 日本の学術のグローバル化に寄与・貢献することが期待できるか。
- ④ 日本の研究者（特に若手研究者等）が海外の研究環境の中で協働する機会が計画されているか。
- ⑤ 研究成果を国際的に発信し、普及させる計画は具体的か。
- ⑥ 学術的に高い水準が確保されているか。

3) 研究実施体制

- ① 研究代表者が研究テーマを推進する上で十分な研究能力及び経験を有するとともに、研究実施期間中、継続して研究活動全体に責任を持つことができるか。
- ② 研究プロジェクトチームは、研究テーマを国際的かつ効果的に推進できるまとまりのとれた構成となっているか。
- ③ 海外の研究者・関係機関等との間で研究実施のための準備状況は整っているか。

4) その他

- ① 研究遂行のための予算規模が適切であるか。
- ② 研究費の管理を担う、研究代表者の所属する研究機関の事務局の体制が整っているか。

(3) 審査結果の通知

審査結果に基づく採択、不採択については、責任機関に文書で通知します（2月上旬頃予定）。

8. 研究の成果について

(1) 委託業務実績報告書の提出（毎年度の提出）

本事業については、研究機関と締結する契約に基づき、各会計年度終了後に「委託業務実績報告書」を提出しなければなりません。

(2) 研究成果報告書の提出（研究期間終了後の提出）

研究期間の終了後に「研究成果報告書」を提出しなければなりません。

9. 研究の評価について

研究期間の最終年度に研究評価を行います。評価結果については、振興会の HP で公表します。（評価結果を踏まえ、研究期間の延長を認める場合があります。）

10. 委託の終了について

次のいずれかに該当した場合は、委託を終了する場合があります。

- ・ 研究組織や研究対象に事情の変更があり、研究の遂行が困難となった場合
- ・ 研究期間内における特定の年度において、6 ヶ月以上研究が中断されていると判断された場合
- ・ 委託の目的に合致した研究が遂行されていないと判断された場合
- ・ 法令違反、研究活動の不正行為又は研究費の不正使用等不適切な行為が行われた場合

1 1. e-Radを利用した申請について

(1) e-Rad の利用のための事前準備

1) 研究機関の登録

本事業に申請する研究機関は、申請時までe-Radに登録されている必要があります。研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の申請の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

2) 研究者情報の登録

研究代表者は、申請時まで研究者情報をe-Radに登録し、e-RadのログインID、パスワードを取得しておく必要があります。

研究者の情報はそれぞれの所属研究機関の事務担当者が登録します。必要な手続きはe-Rad ポータルサイトを参照してください。

(2) e-Radを利用した申請

研究代表者がe-Radで応募情報を登録し、提案内容ファイルをアップロードした後に、責任機関がe-Rad上で承認することで申請となります。

1) e-Radでの応募情報登録について

研究代表者は、研究提案書作成の一部として、e-Radに以下の項目を入力し、応募情報登録を行う必要があります。

(注) これらの応募情報は、「不合理な重複又は過度の集中の排除」のため、府省の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む）間で共有されます。また、採択された研究テーマについては、*印の付いた項目が本会ホームページ等で公開されます。（公開される情報は、「1 2. その他」の(1)をご覧ください。）

【研究共通情報の入力】

☐課題ID

何も入力しないでください。

☐研究開発課題名*

「研究テーマ名」を40字以内で入力してください。

☐課題（研究領域）*

課題（研究領域）についてはシステムの表示される一覧を参照の上、選択してください。なお、システムの制限上、一覧で表示される文字は、冒頭30文字のみの表示となっています。

☐研究期間*

開始年度は「2013」、終了年度は「2016」を入力してください（西暦4桁で入力）。

☐研究分野

研究テーマの主分野、副分野について、システムに表示される一覧を参照の上、選択してください。

☐研究キーワード

主分野、副分野について、システムに表示される一覧を参照の上、選択してください。

☐研究目的*

研究目的の概要を簡潔に（数行程度）入力してください。

☐ 研究概要*

研究計画の概要を簡潔に（数行程度）入力してください。

【応募時予算額の入力】

☐ 研究経費*

提案内容ファイルの「7. 所要経費（見込み）」に記入している各年度の直接経費を費目ごとに千円単位で入力してください。（「事務管理費」の入力項目はありませんので、入力は不要です。）

【研究組織情報の入力】

「研究代表者」、研究費の配分を予定している「グループリーダー及び分担者」について記入してください。なお、グループリーダー及び分担者は、e-Rad上では「研究分担者」と表記されますので、ご注意ください。

☐ 専門分野

当該研究者の専門分野を入力してください。

☐ 役割分担

研究代表者は、「研究代表者」と入力してください。なお研究代表者が、グループリーダーを兼ねている場合は、「研究代表者兼〇〇担当グループリーダー」と入力してください。（「〇〇」には担当するグループ名が入ります。）グループリーダーについては、「〇〇担当グループリーダー」と入力してください。

分担者については、「〇〇担当分担者」又は「〇〇担当グループ分担者」と入力してください。

☐ 直接経費

平成25年度に研究代表者、グループリーダー及び各分担者に研究費を配分する額を千円単位で入力してください。

☐ エフォート

本事業に割くエフォートを%で入力してください。

【応募・受入状況の入力】

☐ e-Rad上に登録されている研究者の採択状況及び応募状況が表示されます。エフォート率の修正が必要な場合は画面の指示に従ってください。

【添付ファイルの指定】

☐ 提案内容ファイルの電子ファイル（PDF形式）を選択してください。

2) 提案内容ファイルのアップロードの留意点

- ① 研究提案書の一部である、提案内容ファイルに貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ② アップロードできる提案内容ファイルは1ファイルで最大容量10MBです。
- ③ 提案内容ファイルは、アップロードを行う前にPDF変換を行う必要があります。PDF変換はログイン後のメニューから行って下さい。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。

- ④ 責任機関の事務代表者又は事務担当者は、研究代表者による応募情報の登録及び提案内容ファイルのアップロードが完了した研究提案書を「未処理一覧」画面から確認することができます。
- ⑤ 提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、研究事業部研究事業課人文社会係まで連絡してください。

(3) e-Rad の操作方法

e-Radの操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、申請してください。

(4) e-Rad の利用可能時間帯

(月～日) 0:00～24:00 (24時間 365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

(5) e-Rad からの内閣府への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府にマクロ分析に必要な情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

1.2. その他

- (1) 申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、本研究助成事業の業務のみに利用します。

なお、採択された研究テーマに関する情報(研究テーマ名、研究予定期間、責任機関名、研究代表者、グループリーダー、分担者の氏名・所属機関・所属部局・職名、予算額、研究目的の概要及び研究計画の概要)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとし、採択研究テーマ決定後に本会ホームページ等において公開します。

- (2) 研究者等による競争的資金等の不正使用等や研究教育活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択の決定を取消し、既に配分された委託費の一部又は全部の返還、及び本会の所管するすべての競争的資金等を一定の期間交付しない等のしかるべき措置を行います。競争的資金等の不正な使用等に関する取扱いについては、「研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程」(別添2)を参照してください。

- (3) 公募要領・提案内容ファイルの様式及び関連情報は、本会のホームページからダウンロードすることができます。

ホームページ：<http://www.jsps.go.jp/global/koubo.html>

(4) 事業そのものに関する問い合わせは研究事業部研究事業課人文社会係にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本プログラムのホームページ及び e-Rad のポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	日本学術振興会 研究事業部研究事業課 人文社会係 小林・文字 ^{もんじ}	h-s.koubo@jsps.go.jp 03-3263-1106（直通） 03-3263-1716（FAX）
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0120-066-877（フリーダイヤル） （受付時間帯） 午前 9:00～午後 6:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

- 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業 グローバル展開プログラムホームページ：<http://www.jsps.go.jp/global/index.html>
- e-Radポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

委託費の経理管理について

標記のことにつきまして、下記により、委託費を適正に管理してください。

記

1. 委託費の経理

- (1) 受託機関が委託費の支払いを受け入れた場合は、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その内容を明らかにしておかなければなりません。これに関する証拠書類は、委託業務完了年度の翌年度から5年間保管してください。
- また、日本学術振興会から、この委託契約に関する証拠書類の閲覧の申し出があった場合には、これに応じなければなりません。
- (2) 委託費から利子等の収入が生じた場合は、当該委託契約の経費（事務管理費を除く）として使用しなければなりません。また、支出報告に当たっても、当該収入を合算した額で報告してください。
- なお、これにより難しい場合には、振興会に相談してください。
- (3) 適切な経理処理のため、委託費の額に不要が生じるおそれがある場合には、速やかに振興会に協議してください。（協議後、必要に応じて返納の手続きをお願いします。）
- (4) 委託費は消費税及び地方消費税を含みます。また、消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託費（直接経費及び間接経費）に105分の5を乗じて得た額です。

2. 委託費の使途

委託費の使途は、本事業を実施する上で必要となる経費とします。

なお、経費の支出や手続き、取得した物品等の管理にあたっては、受託機関の規程等に従って下さい。

以下を参考として適切に管理してください。

(1) 物品費

物品を購入するための経費

(2) 旅費

研究代表者、グループリーダー、分担者及びその他研究への協力をする者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打ち合わせ、研究の成果発表等）のための経費。

(3) 謝金等

研究への協力（資料整理、研究補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること）。

(4) その他

上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器、器具等）、機器修理費用、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用）、租税公課）。

(5) 事務管理費

本事業の実施に伴い必要となる管理的経費。委託費の10%を上限に研究費の内数として計上することができます。

(6) 国際共同研究の相手方となる海外の研究者に係る経費

国際共同研究の相手方となる海外の研究者に係る経費（我が国に招へいするための旅費や海外で使用する消耗品等の経費等）については、受託機関による研究費の適切な管理の及ぶ範囲において委託費を使用することができます。ただし、当該研究者に委託費を配分することはできません。

(7) 支出できない経費

- ① 建物等の施設に関する経費
- ② 研究機関で通常備えが必要な備品を購入する経費
- ③ 委託業務遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他、本事業とは関係のない経費

3. 委託費の不正使用

本委託費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。実施者及び研究機関は法令等に従いこれを適正に使用する義務が課せられます。

研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づき、適正な管理・監査を行ってください。

実施者が不正使用等を行った場合に、日本学術振興会がとる措置の内容は別添の「研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日 規程第19号）の第16条（措置の内容）に規定しています。

研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程

平成18年12月6日

規程第19号

〔*「不正使用等への対応に関する規程」は
平成20年3月28日規程第3号により制定〕

改正 平成25年3月13日規程第4号

(趣 旨)

第1条 科学研究における不正行為や研究者等による競争的資金等の不正使用等は、科学を冒瀆し、その発展を妨げるものであるとともに、人々の科学への信頼を揺るがし、貴重な国費を浪費するものであるという観点から、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、競争的資金等を活用した研究活動における不正行為及び競争的資金等の不正使用等への対応に関する取扱いについて必要な事項を以下のごとく定め、研究活動の公正性を厳正に確保すること及び貴重な国費を原資とする研究費に込められた国民の負託に応えることとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「不正行為」とは、研究成果の中に示されたデータ、調査結果又は論文等の捏造、改ざん又は盗用等をいう。
- 2 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 3 この規程において「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けることをいう。

(対象となる競争的資金等)

第3条 対象となる競争的資金等は、振興会が交付するすべての競争的資金、研究奨励金及び委託費等とする。

(対象となる研究者等)

第4条 対象となる研究者等は、対象となる競争的資金等の交付を受けて研究活動を行っている研究者・研究グループ等とする。

(対象となる研究機関)

第5条 対象となる研究機関は、対象となる競争的資金等の交付を受けている研究者等が所属する研究機関又は対象となる競争的資金等を受けている研究機関とする。

(告発等の受付)

第6条 不正行為又は不正使用等に関する告発等（以下、「告発等」という。）は、原則として、被告発者が所属する研究機関が受け付ける。ただし、振興会は、被告発者が研究機関に所属していない場合又はそれ以外であっても特別な事情があると判断した場合には、告発者からの告発等を受け付けることができる。

(告発等受付窓口の設置)

第7条 振興会は、第6条ただし書きの場合に備えて、告発等を受け付ける窓口を総務企画部総務課に設置し、以下により告発等を受け付ける。

- (1) 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付ける。
- (2) 総務企画部総務課は、告発等があったとき、告発者の所属・氏名・連絡先、不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為又は不正使用等の態様、不正とする科学的根拠、使用された競争的資金等の種別・名称、振興会以外の機関に対する告発の有無、告発者が秘匿したい事項等について把握するとともに、告発者に対し第20条の内容を伝達する。
- (3) 告発等が総務企画部総務課以外の部課にあったときは、当該部課は速やかに総務企画部総務課に連絡する。
- (4) 総務企画部総務課は、受け付けた告発等に係る競争的資金等の種別に応じて、当該告発等の内容を当該競争的資金等担当課に連絡する。

(告発等の移送)

第8条 振興会は、告発された事案に関する競争的資金等の配分主体が振興会以外の資金配分機関であるときは、当該資金配分機関に事案を移送し、告発者にこの旨通知する。

(告発等の取扱い)

第9条 告発等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 振興会は、原則として、告発者の名前が明らかにされ、不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為の態様が明示され、かつ不正とする科学的根拠が示されている告発等のみを受理する。
- (2) 振興会は、匿名の告発等によるものであっても、その内容に応じ、顕名の場合に準じた取扱いをすることができる。
- (3) 振興会は、報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為又は不正使用等の疑いが指摘された場合には、匿名の告発等の場合に準じて取り扱う。

(告発者・被告発者の秘密保持)

第10条 振興会は、告発者、被告発者、告発等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、秘密保持を徹底する。

(告発等に係る事案の調査)

第11条 競争的資金等担当課は、告発等を受けた場合には、速やかに被告発者が所属する研究機関に当該告発等に係る事案の調査を依頼する。

2 被告発者が研究機関に所属していない場合は、競争的資金等担当課が前項の調査を実施する。

(調査中における一時的措置)

第12条 振興会は、被告発者に対し、調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることができるほか、被告発者に交付決定した当該研究に係る研究費の交付停止、被告発者から別に応募・申請されている競争的資金等の採択の決

定又は採択決定後の研究費の交付を留保することができる。

(不正行為又は不正使用等が認定された者に対する措置)

第13条 第11条に定める調査の結果、交付した競争的資金等に係る研究活動における不正行為又は競争的資金等の不正使用等があったと認定された場合には、理事長はただちに必要な措置を執る。

(不正行為が認定された者に対する措置を検討する体制等)

第14条 前条において不正行為があったと認定された場合は、理事長は、研究活動の不正行為に係る対応措置を検討する委員会（以下、「検討委員会」という。）に対し、対応措置の検討を求める。

2 理事長は、検討委員会が被告発者の所属する研究機関の認定に基づき、当該被認定者に対して執るべき措置について検討した結果の報告を受けて措置を決定する。

3 検討委員会の所掌事務及び組織等については、別に定める。

(措置の対象者)

第15条 不正行為に関する措置の対象者は、次のとおりとする。

(1) 不正行為に関与したと認定された者。

(2) 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

2 不正使用等に関する措置の対象者は、次のとおりとする。

(1) 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。

(2) 偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。

(3) 不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という。）に違反した研究者。

(措置の内容)

第16条 理事長が執る措置の内容は、次のとおりとする。

(1) 当該競争的資金等の交付を取り消すとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。なお不正行為に係る競争的資金等の返還額は、不正行為の重大性、悪質性及び研究計画全体に与える影響等を考慮して定めるものとする。

(2) 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

(3) 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管するすべての競争的資金等を交付しない。交付しない期間は、措置が執られた年度の翌年度以降、不正行為の場合は別表1、不正使用等の場合は別表2のとおりとする。

(4) 前号の規定にかかわらず、科学研究費助成事業に係る補助金等を交付しない期間等については別に定める。

(対象競争的資金以外のものに係る不正行為及び不正使用等)

第17条 振興会は、国の行政機関及び独立行政法人（振興会を除く。）が交付する競争的資金において不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措

置を受けた研究者について、当該措置の期間、競争的資金等を交付しない。

（措置の通知、報告）

第 18 条 振興会は、決定した措置及びその対象者等について、告発者、措置の対象者及びその者が所属する研究機関に通知する。

2 振興会は、決定した措置について、文部科学省に速やかに報告する。

（措置内容の公表）

第 19 条 振興会は、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為又は不正使用等が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正行為又は不正使用等の内容及び研究機関が行った調査結果報告書等を速やかに公表する。

（悪意に基づく告発等の防止）

第 20 条 振興会は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合は、当該告発者に対して不正行為に準じた措置を執ることができる。

（措置と訴訟との関係）

第 21 条 措置後に訴訟が提起された場合、措置の内容が不適切であるとする内容の裁判所の判断が確定しない限り、措置を継続する。措置前に訴訟が提起された場合にも、訴訟の結果を待たずに措置を行うことを妨げない。

2 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、措置内容の一部又は全てを撤回するものとする。

3 前項において、研究費の返還がなされていた場合は、措置の対象となった研究の状況に応じて再交付するか否か検討し判断する。

（措置内容等の公募要領等への記載）

第 22 条 振興会は、不正行為又は不正使用等を行った場合にとる措置の内容及び措置の対象者の範囲について、あらかじめ競争的資金等の公募要領及び委託契約書（附属資料を含む。）等に記載する。

（雑則）

第 23 条 この要項に定めるもののほか、振興会の不正行為又は不正使用等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 12 月 6 日から施行する。

附 則（平成 25 年規程第 4 号）

1 この規程は、平成 25 年 3 月 13 日から施行する。

2 平成 25 年 4 月 1 日より前に不正使用を行った者に対する振興会の所管するすべての競争的資金等を交付しない期間は、措置が執られた年度の翌年度以降、次の範囲内で

不正使用の内容を勘案し相当と認められるものとする。

- (1) 競争的資金等により実施する研究事業等に関連する研究等の遂行に使用した場合は
1～2年間
 - (2) (1)を除く、研究等に関連する用途に使用した場合は1～3年間
 - (3) 研究等に関連しない用途に使用した場合は1～4年間
 - (4) 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合は1～4年間
 - (5) (1)から(4)にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合は5
年間
- 3 この規程の施行日から平成25年3月31日までの間、第7条中「総務企画部」とあるのは、「総務部」と読み替えるものとする。
- 4 競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程（平成20年規程第3号）は廃止する。

別表1（第16条第3号不正行為関係）

措置の対象者			不正行為の程度	交付しない期間
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者			2～3年
	不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

別表 2（第 16 条第 3 号不正使用等関係）

措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
I 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10 年
II 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
III 偽りその他不正の手段により競争的資金等の交付を受けた研究者及びそれに共謀した研究者	—		5 年
IV 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—		不正使用を行った研究者の交付制限期間の半分の期間（上限 2 年、下限 1 年、端数切り捨て）

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

- （１）上記 II のうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合。
- （２）上記 IV のうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された事業に対して善管注意義務に違反した場合。